介護労働者雇用管理改善等の主要関連施策について（職業安定局分）

（平成21年度内示額　　159億円）

＜介護関係助成金の概要＞

1　介護人材確保職場定着支援助成金（仮称）（116．8億円）【新規】

●特定人材対策（18．2億円）

雇用管理改善に関連する業務を担う人材として、特定労働者（訪問介護員（1級）等の資格を有し、実務経験が1年以上ある者等）を雇い入れた場合に助成。

☆助成内容：特定労働者1人当たり6箇月で70万円まで助成（ただし、1事業主につき3人まで）。

●未経験者対策（98．6億円）【平成20年度第1次補正により12/1から実施した分及び20年度第2次補正による拡充分を含む。】

介護サービスに従事する者として、介護関係業務の未経験者（新規学卒者を除く。）を雇用保険一般被保険者（短時間労働者を除く。）として雇い入れた場合に助成。

☆　助成内容：6箇月以上定着した場合に、未経験者1人当たり25万円まで、さらに6箇月以上定着した場合、合わせて1年間で50万円（年長フリーター等の場合100万円）まで助成（ただし、1事業主につき3人まで）。

2　介護労働者設備等整備モデル奨励金（仮称）（18．8億円）【新規】

介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のため、事業主が介護福祉機器（移動リフト等）の導入・運用計画を提出し、厚労省の認定を受けて導入した場合に助成。

☆助成内容：介護福祉機器導入に係る所要経費の1／2を助成（上限250万円まで）。

3　雇用管理制度等導入奨励金（仮称）（2億円）【新規】

介護関係事業主が、キャリアアップ、処遇改善等のための各種人事制度を導入（既存の制度の見直しを含む。）・運用（必須）し、かつ、採用・募集、健康管理等の雇用管理改善事業を実施した場合に、その費用の一部を助成。

☆助成内容：各種人事制度の導入(10/10)、それ以外は経費の1／2を助成（上限100万円まで）。